（通信設備以外の設備の安全施設）

第四十八条　通信設備以外の設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、次に掲げる条件に適合していなければならない。

一　高圧電圧により充電される器具、医療電極及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容すること。ただし、電極を直接露出しなければその設備の使用の目的を達することができないものを除く。

二　［略］

三　その設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。ただし、人体及び電気的良導体に高周波電流を誘発しなければ使用の目的を達することができないものを除く。

第四十九条及び第五十条　削除

（書類の提出）

第五十二条　［略］

［一～三の二　略］	［略］
四　第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第一号及び第二号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［略］

［２～５　略］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の９の２及び第45条の２の２関係）

［様式略］

［注１　略］

２　２(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［３～６　略］

（医療用設備の安全施設）

第四十八条　医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。

一　高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二　［同上］

三　医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

（工業用加熱設備の安全施設）

第四十九条　工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、左の条件に適合しなければならない。

一　前条第一号の事項（高周波熔接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。）

二　設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。

（各種設備の安全施設）

第五十条　前条の規定は、第四十五条第三号の各種設備に準用する。

（書類の提出）

第五十二条　［同上］

［一～三の二　同上］	［同上］
四　第四十四条第一項第二号、同条第二項及び第四十五条第三号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［同上］

［２～５　同上］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の９の２及び第45条の２の２関係）

［様式同左］

［注１　同左］

２　２(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［３～６　同左］